

# 「ねたてのまちベースミーティング」の活動報告

平成 21 年度の「ねたてのまちベースミーティング（以下 NB ミーティング）」では、新たなメンバーを加えた新体制で始動し、平成 20 年度県市共同調査の「土地利用・環境づくり方針案」を題材に、宜野湾市全体のまちづくりという視点から勉強会・意見交換会を実施してきました。今号では、1 年間の活動内容についてご紹介します。

## 平成 21 年度「NB ミーティング」活動の流れ

6、7、8、9月  
・跡地利用・まちづくりの想いを出し合おう！



10月

・「土地利用・環境づくり方針案」について（勉強会）  
・第 1 回若手の会・NB ミーティング合同勉強会（24 日）



11月

・「宜野湾市の将来的なまちづくり」について（意見交換）  
・先進地視察会（26～28 日）  
⇒あいち臨空新エネルギーパーク、愛知県田原市、浅山土地管理会社



12月

・若手の会・NB ミーティング意見交換会（15 日）  
・「市民懇談会」での活動紹介（19 日）



3月

・「宜野湾市の将来的なまちづくり」について（まとめ）



1、2月

・「宜野湾市の将来的なまちづくり」について（まとめ）  
・第 2 回若手の会・NB ミーティング合同勉強会（2 月 27 日）



## 平成 21 年度「NB ミーティング」活動成果

- 県市共同調査の具体的なたたき台（土地利用・環境づくり方針案）についての勉強会等を行いながら、跡地のまちづくりについての意見交換が行われ、現時点での会としての意見とりまとめが行われた。また、とりまとめた内容をベースに平成 22 年度も引き続き検討していくこととしている。
- 意見交換を行う中で、会としての当面の目標や方向性等について議論が行われ、今後の活動につながる当面の目指す方向性が確認された。
- 先進地視察会や合同勉強会などの若手の会と合同の取組が行われたことにより、「NB ミーティング」の活動が活性化された。また、組織間の連携強化の必要性が確認された。

# 普天間飛行場跡地利用ニュース

## 第 12 号

普天間飛行場  
跡地利用ニュース  
第 12 号

【発行】  
宜野湾市役所  
基地政策部  
基地跡地対策課

〒901-2710  
沖縄県宜野湾市野嵩  
1-1-1  
電話 098-893-4401  
（直通）  
Fax 098-892-7022

# さらなる連携強化に向けた各種取り組みを実施



## ① 「若手の会・NB ミーティング意見交換会」を開催

平成 21 年 12 月 15 日（火）に地権者の検討組織である「若手の会」と市民の検討組織である「NB ミーティング」の情報共有、意見交換を通じて、お互いの検討組織の連携を強化させることを目的に、意見交換会が開催されました。以下では主な意見交換の内容を紹介します。

### 《主な意見交換の内容》

- ・「これは譲れない」という部分も地権者として決めていく必要がある。【若手の会から】
- ・中間とりまとめは「このようなまちが良い」という市民の意見を発信する最後のチャンス。「自分の子供たちにすばらしいまちを残すために何が必要か」を考え、当事者として強い想いを発信すべき。【NBMから】
- ・細かい内容の議論だけではなく「まち全体をどのようにすべきか」を考えることも必要。【NBMから】



## ② 「市民懇談会」で“NB ミーティング”、“若手の会”が活動紹介

平成 21 年 12 月 19 日（土）に、市民の皆さんを対象に普天間飛行場の跡地利用に係る「市民懇談会」を開催しました。懇談会では、市民のまちづくり検討組織である「NB ミーティング」と地権者のまちづくり検討組織である「若手の会」が、それぞれ活動内容を紹介しました。



## ③ 「第 2 回若手の会・NB ミーティング合同勉強会」を開催

平成 22 年 2 月 27 日（土）に若手の会とNB ミーティング合同での「第 2 回合同勉強会」を開催しました。第 1 回合同勉強会に引き続き、池田孝之教授（琉球大学工学部環境建設工学科）を講師に迎え、各組織の今後の活動を深めていくために、専門的な視点から見たアドバイスを頂きました。

### 《両組織に対する主なアドバイス》

- ・現段階では、コンセプトをどうするかということが一番重要である。どういう考え方を中心にして、跡地のまちづくりを進めていくことが重要であり、そこを常に考えないと入り口ですれてしまうことになる。
- ・個々の議論に関しては手段にしか過ぎず、後からでも十分議論は可能である。
- ・普天間飛行場が持っている土地の要素（緑地や文化財、滑走路等）を確認・検討することも重要である。

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや情報提供窓口でも提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてお気軽にご活用下さい。

《ホームページ》 <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>  
 《情報提供窓口》 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課  
 電話 098-893-4401（直通） FAX 098-892-7022  
 Eメール kichi01@city.ginowan.okinawa.jp

